

⑤同六年四月十一日。太政官符す。

改めて諸司の要劇並に番上の糧を給ふべき事。

太政官。 中務省。 監物。 大學寮。 民部省。 宮内省。 大炊寮。

已上七司は、米を以て給ふ。

大舍人寮。 内藏寮。 圖書寮。 縫殿寮。 内匠寮。 式部省。 治部省。

雅樂寮。 玄蕃寮。 諸陵寮。 兵部省。 隼人司。 刑部司。司、恐らくは省の誤。 主殿寮。

判事。 囚獄司。 大藏省。 織部司。 大膳職。 木工寮。 主殿寮。

掃部寮。 正規司。 内膳司。 造酒司。 主水司。 采女司。 彈正臺。

左京職。 東市司。 右京職。 西市司。 左近衛府。 右近衛府。 左衛門府。

右衛門府。 左兵衛府。 右兵衛府。 左馬寮。 右馬寮。

以上卅九司は、官田を以て給ふ。

右大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣冬緒宣す。勅を奉ずるに、件の要劇の月糧は、錢米を相分つて充て行ふ年久し。而るに頃年貢賦備はり難く。頻りに減耗の年多く、倉廩屢々空しくして、猶ほ盈溢の日少し。官俸それに由て給ふ罕に、月糧之がために行ひ難し。仍て官田を分つて、永く以て充て給はん。但し太政官并に出納の諸司、及び諸の月料を給ふの司は、事已むを得ずして猶ほ京庫に給ふ。

又番上資糧の外國に充て給はるの類は、京庫の色を分留し、例に依て之を行ひ、舊迹を改むる勿れ。

亦八省の卿彈正の尹二府の大將、四府の督、或は徳高き皇子の、猶ほその官に在る、或は身貴き公卿の兼ねてその職に居る、此の如きの類は、元來給はず。此を除くの外は、例、給限にあれ。然れば則ち給否は人にあつて、必ずしも官に因らず。京庫、時に隨つて取捨すべし。願はくば内外の俸をして各々その所得、上下の郡官、郡、恐らくは群。共にその料を全くせしめん。(三代格)

⑥同年同月十七日己丑。常陸國司言す。太政官去る元慶三年九月十四日國に下す符に稱く。年料を折し、調布の直は、端別に十束、例の如く進り、商布の直は、段別に三束、交易して進上せよと。而るに、今崇親院の牒を得るに稱く。去る天長元年六月二十日民部省に下す符に稱く、諸司の主典已上卒死の日賻物を給ふ事恒例あり。而るに、物實避忌して日を経、喪家の費、卒かに支給し難し。今右大臣の宣を被るに稱く。勅を奉ずるに、件の料は特に交易して殯斂に充てしむべしと。須らく出す所の國に仰せて、今年より始めて交易し、貢調使に附して施藥院に進り、その直に運賃の料は、同じく正税を用うべしと。それより以來、院司専ら出納を掌り、後更に左右京に附せられ、崇親院を建つる日、貞觀二年より件の用途の内を以て、調布百五十端を交易し、毎年院家に送納し闕乏を支補す斯れより後、既に二十年に及ぶ。而るに今彼の料を折取し、通用して官に納む。并に勅旨料商布の直既に先格を忘れ、事穩便ならずと。國司覆審するに、陳ずる所虚ならず。望請す、賻物の直は、舊に

依て充て用ゐん。但し官に納むるの内、なほ通用を得ん。然らば則ち凶事の忌自ら避け、院家の愁、永く絶たんと。太政官處分す。請に依れ。(三錄)

②同年八月五日甲辰。中務省奏請す。宮衛令に云ふ。宮の閤門に入るべき者は、本司具さに官位姓名を注し、中務省に送り、衛府に付し、各々便門に従つて籍に着け。毎月一日、十六日に一たび籍を換へよ。宮衛の人も此に準ぜよと。又仁壽二年四月二十八日の格に曰く。諸司門籍を進らざらば、意に任せて出入す。法に準じて之を論ずるに、罪闖入に渉る。自今以後、門籍を進らざるは、直に刑官に移し罪を斷ぜよと。而るに今諸司多くは門籍を進らずして、妄りに宮門に出入す。省、格旨に依て刑官に移す。刑官執して云ふ。罪を斷ずるの道は、先づ罪人の貫屬姓名を知つて、而る後之を斷ず。須らく具さに移文に載すべし。是に由て貫屬を申さしめんが爲めに、門籍を進らざるの司を召せば、巧言辭遁して曾て召に應ぜず。望請す、省その姓名を注し、式兵二省に移して貫屬を勘送せんと。太政官處分す。請に依れと。即ち式部兵部に下知す。(三錄)

③同年九月廿九日。太政官符す。

鎮守府に陰陽師を置くべき事。

右陸奥ノ國の解を得るに稱く。鎮守府の牒に稱く、軍團の用は、卜筮尤も要。漏剋の調も亦その人にあり。而るに昔よりこの府に陰陽師なく、怪異ある毎に、國に向つて占はしむ。往還十日、僅かに吉

凶を決す。若し機急あらば、何ぞ物變を知らん。請ふ、言上せられ將に件の職を置かんとす。國覆覈を加ふるに、事誠に然るべし。望請す、始めてその員を置き、占決に備へしめん。謹んで官裁を請ふと。大納言正三位兼行民部卿藤原ノ朝臣冬緒宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(三代格)

④同年十二月廿五日癸亥。主殿寮の殿部十人、異姓の人を以て充て、その闕を加へ補するを聽す。是より先き、宮内省言す。主殿寮申請す。職員令を檢するに、殿部三十人。類史は三十を四十に作る。日置、子部、車持、笠取、鴨、五姓の人を以て之をせよと。今代類史は代字なし。或氏は家を擧げて絶滅し、或氏は寮に直するに心なし。これに因て雜事に差し役して、常に人の乏しきに煩ふ。公事を濟んが爲めに、假りに異姓を補し、功積み勞成りて、式部省に移す。而るに考帳に載せずと稱し、常に勘却を事とす。望請す承和六年八月十四日、異姓の白丁五人を補するの外、十人を充て補して、その遺二十五人は、五姓の人を待つて以て之を補せんと。之に従ふ。(三錄)

⑤同七年七月五日己巳。勅す。弘仁十一年以來、主鷹司の鷹飼三十人、犬三十牙の食料は、毎月彼の司に充つ。その中鷹飼十人、犬十牙の料を割いて、藏人所に充て送る。貞觀二年以後、官人を置くな

く、雜事停廢す。今鷹飼十人、犬十牙の料は、永く熟食を以て藏人所に充てよ。(三錄)
⑥同年十月十七日庚戌。勅して備前ノ國をして國司の公廨の稻二萬束類史は二を十に作る。を割いて、別に出舉して、その息利を以て、禦賊の兵士二百二十四人の糧に充つるを得しむ。これより先き、國宰言す。境

内の海畔、別島、是れ多し。奸賊の聚る所たり。公私の制し易きにあらざ、常に人民を殺略し、財物を掠奪し、往還の輩、侵害せらるゝ者衆し。是に由て浪人の勇幹なる者二百二十四人を選び、宿舍を要害の處に造り、兵器舟楫を給し、非常を守護せしむ。望請す、件に依て出舉して、以てその糧食に充てんと。是に至つて之を聽す。(三錄)

⑤同年同月廿九日壬戌。勅して能登國をして、羽咋郡福良泊山の木を伐損するを禁ぜしむ。渤海の客、北陸道の岸に着するの時、必ず還舶をこの山に造る。民の伐り採るに任さば、或は材なきに煩あり。故に預じめ大木を伐るを禁じ、民業を妨るなからしむ。(三錄)

本史六年十月廿九日の條、既にこの勅を載す。類聚國史を按ずるに、七年の條にあり。而して六年の條を載せず。今之に従ふ。

⑥同年十一月二日乙丑。勅して民部省をして、諸國貢調の郡司、省に參する日、見物を勘會するの後五ヶ日の内に、大藏省に移送せしむ。是より先き大藏省言す。民部式に云ふ。凡そ調庸の物を勘納するは、郡司見參の日、省の錄、史生等を率ゐて、正倉院に向ひ、大藏の錄と共に見物を勘會し、然る後に調物を納むべきの狀、大藏省に移せよと。而るに彼の省或時は郡司見參の後、月を踰えて見物を勘せず、或時は見物を勘會する以降、旬を経て移文を送るなし。郡司等且つ調物を守り、且つ移文を請ふ。人兩省の間に疲れ、糧千里の旅に絶つ。官物盜を被り、暇を失ひ、長く餓死に至る。人民の愁

と云ふと雖も、抑も亦國家の費なり。又式に云ふ。凡そ調庸雜物を受納する、期月の後、二十日以前次に隨つて收納せよと。然れば則ち勘納の期、その限ありと雖も、而も遲速の程、只だ移文に由る。章程を立つるにあらざれば、何ぞ物の煩ひを絶つべけん。望請す、見物を勘會するは、式に依て如行如、恐らくは誤字但し、勘會の後、五ヶ日の内、移文を送らしめんと。之に従ふ。若し違失あらば、法に依て罪を科せん。(三錄)

⑦光孝天皇、元慶八年四月辛卯朔。勅して四く。諸司諸所の燒尾荒鎮、及び人を責め、飲を求むるの類を禁ずべし。去る天平寶字二年二月二十日、貞觀八年正月二十二日、同十六年九月十四日、二十六年等の騰勅符、既に以て分明なり。如聞く、無賴の輩、格旨を肅まず、或は燒尾荒鎮の名を改めて、而も實は、費、前に倍し、或は親情追訪の興を假て而も内懷相和せず、宴飲被物を聽すべきの色は、八年正月、既に別式を立つ。而るに憲章を憚らず、稍く違僭するあり。宜しく重ねて提擲を降し、嚴に提擲を加ふべし。若し積習して犯す者は、必ず科譴に處せんこと、具さに前格の如し。但し件の別式裁する所の、諸衛定考の日、所以を考ふる外、番長已下、祿を給ふべからず。亦騎射手番の時、射手にあらざれば之を營むも永く被物なし。今より定考の日、上下給ふを聽す。手番の日、次官射手にあらずと雖も、亦給例に従へと。文武百寮に頒ち告げ訖る。(三錄)

⑧同年同月十三日癸卯。勅して曰く。朕庸菲の資を以て、認て大横古本三代格は太を天に作る。横は恐らく横。の繇に膺り、璇

璣を仰いで而して夏日を冠するが如く、玉鏡を按按一本按に作る。古本三代格は撫に作る。じて而して春氷を履むがごとし。今ある所の男女、皆藩に居る時の生也。既に周邦の懿親に殊なり。何ぞ漢典の封建に比せん。加以ならず、弘仁已降、茂躅長く存し、或は材子八人、元凱を朝端に作し、或は本枝百世、烝嘗を祖廟に助く。彼の聖明の深圖遠算、猶尙ほ斯の如し。況んや朕の褊慮短衿、豈日に克く堪へんや。漢の明帝言へるあり。我子は先帝の子と等しくすべからずと。聖なる哉言や。宜しく同じく朝臣の姓を賜ひ、景風の吹を煩はすなかるべし。是れ朕が一身闔閭の事のみ。後王の法となすを欲せず。唯だ二女は齋宮齋院に供奉すべし。上神明を畏れ、下群議に迫り、朕の素懷を遂ぐるを得ず。その餘皆鴻臚の冊を罷め、務めて燕翼の謀に従へ。普ねく遐邇に告げて、朕が意を知らしめよ。(三錄)

⑤同年同月十七日。太政官符す。

官田を割いて主税寮の要劇并に番上の料に給すべき事。

山城ノ國に十二町九段。

河内ノ國に十町四段。

攝津ノ國に十町五段。

右彼の寮の解を得るに稱く。件の要劇并に番上の料米は、京庫に給ふを停めて、件の官田を以て永く充て給らん。謹んで官裁を請ふと。大納言正三位兼行彈正ノ尹藤原ノ朝臣冬緒宣す。勅を奉ずるに請

に依れ。(三代格)

⑥同年七月十七日。右大臣源宣す。少納言已下、召使已上の病料葬料、二親の喪料、厨家の式例は、已に等差あり。而るに先前の例は、外記執申し、更下上本々□、事稽滯あり、既に救急に乖く。自今以後料主、請文を修し、厨家に出し、厨家従つて宣旨を作り、例に依て充て給へ。立て、恒例とせよ。少外記高岳ノ五常奉ず。(符宣抄)

⑦同年八月五日。太政官符す。

相撲の節日並に相撲人京に入るの期を改定する事。

右右大臣宣す。勅を奉ずるに、件の節は、弘仁以降、改定する數度。自今而後、宜しく七月廿五日を定めて節日となすべし。又相撲人京に入るの期は、五月下旬を改め、六月廿五日を以て、必ず京に到らしめよ。若し闕怠あらば、便ち國司の公廨を奪ふ、一に天長八年七月廿七日の格の如くし、立て、恒例とせよ。(古格十八)

⑧同年九月一日。太政官符す。

舊に復して味原ノ牧の乳牛課法の年限を行ふべき事。

右宮内省の解を得るに稱く。典藥寮の解にいはいはく、件の牧の乳牛課法を勘ふるに、元來四歳より起り十二歳に停め、行ひ來る年久し。而るに前ノ頭源ノ朝臣道、偏に令條を稱し、去る元慶五年より、十

九歳の課を勘發し、勘解由使の報符に申載して、寮に下す已に畢る。今事の情を案ずるに、乳牛院に立て飼ふ牛は、すべて十四頭。中に就て母牛七頭、その息七頭。遞に相輪轉して、以て供御に充つ。これに因て蕃息の牛は、餘牧に同じからず。望請す、勘發の年より件の課を免ぜられ、舊に復して、將に四歳已上十二歳已下の課を勘へん。然れば則ち供御の儲け自ら備はり、逃散の輩、更に歸らん。謹んで官裁を請ふと。左大臣宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(古格十八)

⑤同年同月十四日辛未。勅す。新錢三十貫類史は三十を卅三に作る。を以て、相分つて左右京職に給ひ、出舉し、その子錢を以て大學寮に送り、學生の菜料に充てよ。是より先き、大學ノ頭從五位上兼守右少辨藤原、朝臣佐世奏言す。式に據るに、左右京職出舉し、その息利を以て學生の菜料に充つ。弘仁の前、毎年送るあり。天長以降、絶えて納れず。その隆平永寶は、延曆十五年の新貨也。その後錢文改易し、すべて五度を経。兩職須らく毎に舊貫を改め、新錢を請け換ふべし。而るにその事を忽略し、全く本物を失ひ、遂に生徒をして、歎を榮なきに積ましむ。今物意を尋るに、諸司の公廩錢を給ふは、官舎を修理せんが爲め也。然れどもなほ新泉初めて涌き、本源に十倍す。況んや大學は、百川の學海、九流の道淵也。大厦の棟梁、こゝより出づるに垂んとし、巨川の舟楫是に於て採るべし。その弘益を論ずるに、豈官舎に按せんや。彼を以て此に比するに、相去る既に遠し。望請す、式文に準據して、新錢を充て給ひ、毎年出舉し、例に依て送らしめん。若し未進を致さば、將に職司の考祿を拘せんと。詔

して之に従ふ。(三錄)

⑥同年十月三日庚寅。近江、越前の兩國をして、諸家、諸衛府使一本諸家の上に諸司の二字あり強て往還の人馬を雇ふを禁遏せしむ。(三錄)

⑦同年同月八日乙未。勅あり。太政大臣の祿法雜俸、式に依て之を行ふ。是より先き太政大臣藤原表基經請して減省し、左右大臣に準ず。今舊數に復す。(三錄)

⑧同年十一月廿三日。大嘗祭。

左大臣源融宣す。勅を奉ずるに、未だ解由を得ざる、并に諸の雜念ある諸大夫、及び任中京に入り、未だ任所に赴かざる國司等、皆盡く今明兩日の節會に預れ。大外記巨勢ノ朝臣文宗奉す。(符宣抄)

⑨同九年即ち仁和元年正月十六日。太政官符す。官田を以て彈正臺の番上の料に給すべき事。

山城ノ國に五町二段百八十九步。

右彼の臺の解を得るにいはく。件の番上の料は、去る元慶六年給田の日、遺漏して給はず。望請す、件に依て給はらんことを。謹んで官裁を請ふと。大納言正三位兼行彈正ノ尹藤原ノ朝臣冬緒宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(三代格)

⑤同天皇、仁和元年正月十七日癸酉。始めて貂裘を着用するを禁ず。但し參議已上は制限にあらず。
(三錄)

彈正式に云ふ。凡そ貂裘は、參議已上、之を着用するを聽す。

⑥同天皇、元慶九年二月八日三代實錄は九日乙未に作る太政官符す。

官田を割いて造墨の長上三代實錄は墨を野に作るの要劇に給ふべき事。

攝津ノ國に二町一段。三代實錄は、國の下に菟原郡の三字あり

右圖書寮の解を得るに稱く。件の要劇は、彼の國の官田を以てせん。請ふ所件の如しと。正三位行中納言兼民部卿在原朝臣行平宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(三代格)

⑦同天皇、仁和元年三月十五日庚午。式部省言す。式に云ふ。諸國の博士、醫師は、奉試及第、並に其道の博士等、ともに舉申するを受業となし、自餘は非業となすと。又云ふ。諸國非業の博士、醫師四年を以て秩限となせ。但し出羽、太宰府管内の諸國は、五年を限とせよと。又云ふ。諸國の博士、醫師、受業非業の兩色は、毎年三月一日に、民部省に移送せよと。今件の文を案ずるに、受業非業は才用同じからず。六年四年、秩限各々異なり。而るに補任その由を辨ぜず。籤符その状なきに隨ひ、本任の國、狀を量り任用す。今或國司は非業と稱して民部省に移し、受業と號して六年に歴及す。所司の勘出あるに至つて、本國見任を停め、俸料を徴す。愁訴の日、更に宣旨を下し、數年の後遺歴に

滿たしむ。この如きの累、誠に無文にあり。望請す、上件受業の徒は、補任の解文、姓名の下に各業一本及び式部式は各の下に本字ありを擧げ、明かにその生を注し、任符の面、隨つて記載せられ、非業の人は、自ら恒例の如くせん。然らば則ち國司更に疑殆なく、公政將に定議あらんと。勅して之に従ふ。(三錄)

按ずるに、式は即ち式部式也。但し初條に引く所の文は、延喜式三少異なり。蓋し是れ貞觀式の文也。延喜式に亦云ふ。凡そ諸國博士、醫師の補任解文、并に補任帳には、姓名の下に、受業者各本業を注せ。蓋しこの時の奏請に依る也。

⑧同年九月十四日乙未。これより先き、式部省解を修して稱く。大學ノ頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世言して曰く。令に云ふ。凡そ學生は、公私禮事あれば、儀式を觀ぜしめよ。又承和十二年の宣旨に云ふ。車駕行幸の日、官人文章生等を引ゐて、陪從せよと。然らば則ち朝堂の儀、公私の禮、節會宴享の日、巡狩遊獵の時、必ず學生を率ゐて縱觀陪從すべし。而るに寮本ト幕幔なし。事に臨んで闕多く、常に煩礙を成す。諸司の例は二條を申請す。當寮は四百の生徒を領す。兩幕の容るべきにあらず。望請す、四條以て儲備となさんと。太政官處分す。請に依れ。(三錄)

⑨同年十一月十日庚寅。一本、この下に勅定の二字あり左近衛、左衛門、左兵衛等の府左の下、恐らく送る所の釋奠の祭は右字を脱す牲その一鮮牲を送進すべき事。太政官去る延暦十二年五月十一日の格を檢するに云ふ。祭禮の事潔淨を本となす。又牲を割くに體にす。明に禮法にあり。然れども頃年諸國牲を進る。既に以て穢を割き禮

禮、恐らくは祀。に供す。漱與一本潤與を釋奠に作る多く禮制に乖く。ともに全體を用ゐ、祭庭に進らしむる、一に禮法に依て、鮮を割き升供すべし。式に云ふ。三牲各々五藏を加へ、六衛府別に各一頭之を供せよと。今延暦の格を案ずるに、全體をして供せしむる所以は、その新を取りその禮法に合するを以て也。而るに式文に曰く、各々五藏を加へよと。即ち是れ解體する知るべし。全體解體、前後各々異なりと雖も、而も潔清新鮮に至つては、是れ古今不易の法也。而るに諸衛の牲、腐臭尤も甚し。棄て、用ゐざれば、常祀にあらざるべく、忍んで之を供すれば、恐くは禮制に乖かん。祭禮の正道は、鮮潔を先となす。宜しく嚴に新制を下し、禮法に合せしむべし。その二、牲を魚色に代るを定むべき事。式に云ふ、享日諸祭の前にあり、及び祭と相當れば、三牲及び兔を用うるを停め、代るに鮮魚を以てせよ。而るに今諸衛進る所の牲に代る物、或は乾魚、或は果子、送る所一にあらざり。猥りに人意に任す。宜しく六府をして、鮒鯉の鮮潔なるものを送らしむべし。その三、六府兔を送るを停め、輪轉して乾兔二頭を送らしむべき事。式に云ふ。三牲及び兔は、六衛府各一頭之を供せよと。又云ふ。豆實兔醢五合と。今檢するに、先聖先師に獨り秉醢を供し、その餘は之を供せず。加以ならず、醢を造るの法、先づその肉を乾し百日即ち成る。之を乾豆と謂ふは、是れその義を取る也。而るに今諸衛府、祭に前だつ一日の夕鮮兔を送り、夜中醢を造る。豈禮意に合んや。自今以後、潔淨に乾曝し、祭に先だつ三月大膳職に送り、禮に依て造らしめよ。その送致の次、左近を一番となし、餘府次に依て輪轉し、終て更に

始めん。これ則ち豆實禮に合ひ、衛府煩を省かん。是より先き大學寮申請す。この事を改行せんと。是に至つて之を許す。(三錄)

延喜左右近衛式に云ふ。凡そ二月、八月は、上丁釋奠の三牲大鹿、小鹿、猪各一頭。五臟を加ふを進り、並に丙日に大學寮に送る菟二頭醢潔清にし、乾し曝して、祭に前だつ三月に、大膳職に送る。その貢進の次、左近衛府を以て一番こなし、諸衛輪轉し、終つて更に始めん。若し享、祈年、春日、大原野、國韓神等の祭の前ならば、三牲を供するを停め、之に代るに鯉鮒を以てせよ。諸衛も此に準ぜよ。

同二年六月二日。右大臣宣す。勅を奉ずるに、如聞く、比ろ公卿等、或は故障を申さず、或は假文を進らず。これに因て外記の政、常に闕怠を致す。宜しくこの由を申し、重ねて然らしむるなかるべし。少外記紀ノ有世奉ず。(符宣抄)

同七年七月三日。右大臣源の宣を被るに稱く。應座に就き、政を聽く參議已上は、須らく外記毎日記録し、一月二度、藏人所に進るべし。事勅語に依る。疎漏すべからずと。大外記大藏ノ善行奉ず。

(符宣抄)

同八年八月四日。太政官符す。

官田廿二町九段百七十七歩を充つべき事。

山城ノ國に四町七段二百七十四歩。

河内ノ國に一町。

右史生等の番上の料。

山城ノ國に七町五段。

河内ノ國に四町一段二百六十步。

攝津ノ國に十三町一段九十六步。

右左右の史生等の番上の料。

河内ノ國に十町八十六步。

右内記の要劇、并に番上の料。

攝津ノ國に四十七町一段五十二步。

右主計寮の要劇、并に番上の料。

山城ノ國に三十五町二段百廿九步。

右勘解由使の要劇、并に番上の料。

以前、前件の諸司の解を得るに稱く。件の要劇并に番上の料米は、京庫に給ふを停め、官田を以てせん。請ふ所件の如しと 右大臣多源宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(三代格)

三代實錄、史生及び左右史生番上の料を載せず。

○同年十月十九日。太政官符す。

官田九十二町三段百卅八步を給すべき事。

山城ノ國に三十二町五段廿七步。三代實錄は、廿の上
に二百の二字あり。

和泉ノ國に七町。

攝津ノ國に五十二町八段十一步。三代實錄は、段の下
に三百の二字あり。

右宮内省の解を得るに稱く。典藥寮の解に稱く。月糧の米は、京庫に給ふを停め、官田を以てせん。請ふ所件の如し。謹んで官裁を請ふと。右大臣多源宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(三代格)

○同年同月廿五日。大納言藤原ノ良世卿宣す。勅を奉ずるに、献物主人、舊例、兵衛府は出居侍従を饗し、馬寮は次侍従を饗す。宜しく先例を改めて、出居侍従、并に次侍従四位已上は、兵衛府之を饗すべし。但し五位は馬寮をして饗せしめよと。少外記紀ノ長谷雄奉ず。右兵衛ノ權ノ大尉藤原ノ宣世并に右馬ノ大屬布勢ノ保興を召し仰せ了る。(符宣抄)

○同三年十一月五日。

右大臣多源の宣を被るに稱く。左兵衛府申して云ふ。日次の御贄を進るの日、近衛の陣、御贄を捧持せしむるの兵衛は、兵仗を解却す。兵衛府持論して云ふ。兵仗を解却すべきの由は格式に見えず。若し臨時の宣旨あらば、將にその由を奉承せんと。而るに近衛府亦持論して云ふ。格式并に宣旨なしと雖

も、行ひ來る年久しく既に流例を成す。輒く變ずべからずと。此の如く爭論して坐に供御を闕く。理然るべからず。宜しく兩府に仰せて、此事を定むるの間猶ほ前例に依て貢進せしむべしと。大外記大藏ノ善行奉ず。即日左近ノ將曹宮道ノ有憲、左兵衛ノ權ノ大尉坂上ノ行松等に仰せ了る。(符宣抄)

○同四年七月廿三日。太政官符す。

官田を以て内膳司番上の料に給ふべき事。

山城ノ國に一町百廿二步。

右宮内省の解を得るに稱く。内膳司の解に稱く、件の番上の料米は、京庫給ふを停め、彼の國の官田を以てせん。請ふ所件の如し。謹んで官裁を請ふと。右大臣源宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(三代格)

○同年十二月廿五日。太政官符す。

官田七十八町六段三、卅九町步を給ふべき事。

山城ノ國に十九町三段二百九十九步。

河内ノ國に廿七町九段二百九十六步。

攝津ノ國に十町二百六十步。

右陰陽寮の官人以下、諸生已上、并せて廿八人の月料。

山城ノ國に廿一町二段二百四步。

右主殿寮の殿部廿人の粮料。

以前、中務、宮内兩省の解を得るに稱く。彼の兩寮の解に稱く、件の月料粮等の米は、京庫に給ふを停めて、官田を以てせん。請ふ所、件の如し。謹んで官裁を請ふと。左大臣源宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(三代格)

第三篇 卷六

中古の三

神官僧侶の三

① 淳和天皇、弘仁十四年十二月廿八日。少外記都ノ宿禰廣田麻呂奉ず。諸祭の刻限、二月祈年祭は、辰の二點以前に、所司庶事辨備し訖り、三點參議以上座に著き、始めて事を行ふ。六月月次祭は、卯の四點以前に、所司庶事辨備し訖り、辰の一點に參議以上座に就き、始めて事を行ふ。十二月も亦之に同じ。同月神今食、じんこんじき戌の一點に齋院に御し、十二月は寅を用てす。寅の二點還宮。十二月は卯を用てす。卯の一點に宮内神祇延政門に候し、十二月は辰の一點二點門を叩き、祭の御殿に參入。十二月は同じ。同月大祓、未の四點十二月は二點宮内、神祇、縫殿等三司延政門外に候し、申の一點十二月は未の一點門を叩き參入、四點十二月は二點祓を始む。十一月新嘗祭十二月の神今食と同じ同月鎮御魂、酉の一點に庶事辨備し訖り、二點參議以上座に著き事を行ふ。

以前、右大臣藤原冬嗣宣す。永く以て例とせよ。(行秘)

② 同天皇、天長元年九月壬申。高雄寺を以て定額となし、并に得度、經業等を定む。正五位下行河内ノ守和氣ノ朝臣眞綱、從五位下彈正少弼和氣ノ朝臣仲世等言す。臣聞く父構へ子終す、之を大孝と謂

ひ、公を營み可を獻ず、之を至忠と謂ふ。惟れ忠、惟れ孝、順はざるべからず。昔景雲年中、僧道鏡倭邪の資を以て、玄扈の上に登り、辱くも法王の號を僭し、遂に窺視の心を懷き、邪幣を羣神に偏し權譎を佞黨に行ふ。爰に八幡大神、天嗣の傾弱を痛み、狼奴の將に興らんとするを憂ひ、神兵鋒を尖し三代格は尖を交に作る鬼戰年を連ね、彼れ衆我れ寡、邪強く、正弱し。大神自威の當り難きを歎き、佛力の奇護を仰ぐ。乃ち御夢に入り使者を請ふ。勅あり、臣等故考從三位行民部卿清麻呂を進引し、御夢の事を面宣す。仍て天位を道鏡に讓る事を以て、大神に言さしむ。清麻呂、詔旨を奉じ、宇佐神宮に向ふ。時に大神託宣す。夫れ神に大小あり。好惡同じからず。善神淫祀を惡み、貪神邪幣を受く。我が皇緒を紹隆し、國家を扶齊三代格は齊を濟に作るせん三代格は齊を濟に作るとせば、一切經及び佛を寫造し、最勝王經萬卷を諷誦し、一伽藍を建てよ。凶逆を一旦に除き、社稷を萬代に固めん。汝此言を承け、遺失あるなかれと。清麻呂大神に對へ誓つて云ふ。國家平定の後、必らず後帝に奏し、神願を果し奉るに、粉骨殞命、神言に錯かざらんと。還りて此言を奏す。時不遇に遭ひ、身刑獄に降り、遂に荒隅に配す。幸に神力を蒙り、再び帝都に入り、後ノ田原ノ天皇仁光寶龜十一年、數三代格は數に作るこの事を奏す。天皇感嘆、親しく詔書を制し、未だ行はざるの間、讓位の事に遇ふ。天應二年又之を奏す。柏原先帝桓武即ち前詔を以て、普ねく天下に告げ、延曆年中に至つて、私に伽藍を建て、名けて神願寺と曰ふ。天皇先功を追嘉し、神願寺を以て定額となす。今この寺、地勢穢に涉り、壇場に宜しからず。伏して望む、高雄寺に相替へ、以

て定額となし、名けて神護國祚眞言寺と曰はん。佛像は一に大悲胎藏及び金剛界等に依り、眞言を解する僧一七人三代格は一を二に作るを簡み、永く國家の爲めに、三密法門を修行せしめ、その僧闕あらば、道行ある僧を擇んで之に補せん。又眞操沙彌三代格は眞を眞に作る二七人を簡み、守護國界王經及び調和風雨熟五穀經等を轉讀せしめ、晝夜更代その聲を斷たず、七年の後得度に預らん。一は則ち大神の大願を果し、二は則ち國家の災難を除かんと。勅す。一代の間毎年度一人を聽す。又備前ノ國水田廿町、二世に傳へて功田となす者に賜ふ。彼の寺に入れて、神願を充果すれば更に二世を延ぶ。自餘は請に依れ。(類史)

③同二年五月三日。太政官符す。

讀師を置き、并に講師の供養を充つべき事。

右僧綱の牒を得るに稱く、案内を檢するに、去る延曆十三年已往、國毎に大小國師を置き、安居を講じ、兼ねて部内の諸寺を檢せしむ。十四年國師を改めて講師と稱し、國毎に一人を置き、正法を住持し、他事に預らず。但し讀師は、國分寺の僧、次に依て之を請ふ。廿四年更に講師をして、部内の諸寺を檢せしむ。而るに今或講師、夏中身死し、修法に人なく、檢知の庶事、隨つて亦怠をなす。伏して請ふ、有能の者を擇んで、讀師に補任し、その歴任の限は、一に講師に準じ、供養は、國分寺の供料を用ゐ、若し足らざれば、部内の寺物を充つ。講師の供養、同じく亦此に準ぜん。謹んで處分を請ふと。左大臣藤原冬嗣宣す。勅を奉ずるに請に依れ。但し正月最勝王經、悔過并に安居等の供養料は、舊

に依て正税を用ゐよ。(政略引、交式)

④同五年二月十五日。太政官符す。

文珠會を修すべき事。

右僧綱の牒を得るに稱く。贈僧正傳燈大法師位勤操、元興寺傳燈大法師位泰善等、畿内の郡邑に、廣く件の會を設け、餘食等を辨^{わか}ち、貧者に施給す。これ則ち文珠涅槃經に、若し衆生ありて文珠師利の名を聞けば、十二億劫生死の罪を除却し、若し禮拜供養すれば、生々の處、恒に諸の佛家を生じ、文珠師利威神となりて護られ、若し供養し、福業を修せんと欲すれば、即ち身を化して貧窮孤獨苦惱の衆生となり、行者の前に至ると云ふに依る也。而るに今勤操遷化し、泰善獨りあり、相尋いて行はんと欲し、増感已ます。望請す、符を京畿七道の諸國に下し、同じく件の會を修し、國司、講讀師、所部の郡司及び定額寺の三綱等に仰せて、郡別に一村邑に於て、精進練行の法師を屈し、以て教主となし、毎年七月八日、その事を修せしむべし云々。中納言兼左近衛、大將從三位行民部卿清原、真人夏野宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(公事集釋)

⑤同年同月廿八日。太政官符す。

諸國々分寺の僧廿口の内、年廿五の人を得度せしむべき事。

一本廿五以上の者、五人とあり

右太宰府の解を得るに稱く。觀音寺、講師傳燈大法師位光豐の牒に稱く。太政官去る弘仁十二年十二

月廿六日の符に依るに、六十已上の人を度する、既に老耄の極を以て、始めて甚深の道に入り、勤學修行するも、更に如何ともするなし。梵唄散花、用音の事に至つては、會集者をして、口を掩ふて大咲せしむ。加以ならず、三綱の職は、事米鹽に多く、堂塔を修理し、供養を料濟す。曾て強堪なるはなく、破寺乏供これより大なるはなし。望請す、年廿五以上の者五人、毎寺度するを聽す。固より才行を擇み、嚴に僞濫を糺し、死亡の替は相續いて度せんとす。庶幾くは佛日の没^いなんとするを駐め、法幢を倒れんとするに建てん。府、覆審を加ふるに、陳ぶる所實あり。仍て官裁を請ふと。中納言兼左近衛、大將從三位行民部卿清原、真人夏野宣す。勅を奉ずるに請に依れ。自餘の諸國も亦宜しく此に準ずべし。(三代格)

⑥同六年四月丙寅。勅して曰く。如聞く諸國頃る疫癘間發し、百姓天死す。出家の功德は思議すべからず。宜しく百僧を度し、この凶禍を弭^ひむべし。庶幾くは群生を仁壽に納め、品物を中和に致し、省察僧綱、宗師その道に長ずる者を率ゐ、之に課試する、一に年分を同じくせん。その法華若くは最勝王經を誦誦し、及び禪行「焉」に集り、驗、衆に聽ゆる者も、亦同じく之に預からん。(類史)

⑦同七年四月己巳。太宰管内、及び陸奥、出羽等の國、疫癘流行し、天死稍く多し。五畿内七道の諸國をして、精進の僧廿已上を簡み、各々國分寺に於て、三ヶ日、金剛般若經を轉讀し、以て不祥を除かしめ、事已むの間、殺生禁斷とす。(類史)

⑧同年七月十一日。太政官符す。

八幡の彌勒寺の講讀師の法服、布施を充つべき事。三ヶ條の初文也。

右別當觀音寺講「讀」讀恐ら師傳燈大法師位光豐、彌勒寺講師傳燈大法師位光慧（等）の牒に稱く
件の寺は元、講讀師を置くなし。太政官去年二月一日、五月十日兩度の符に依て、始めて補任せら
る。望請す、正月並に安居等の法服布施は、諸國の例に準じ、當年より始めて、大神の封物を以て
充て行はれんと。

以前、左近衛ノ大將從一位兼守大納言行民部卿清原 真人夏野宣す。勅を奉ずるに請に依れ。（三代格）

⑨同年同月同日。太政官符す。

神封仕丁を割いて、八幡の彌勒寺に充つべき事。三ヶ條の二也。

右別當觀音寺講師傳燈大法師位光豐、彌勒寺講師傳燈大法師位光慧等の牒に稱く。件の寺は元來驅
仕あらず。荆棘庭に滿ち、人の掃除するなし。況んや復た風雷猛烈なるとき誰か以て防護せん。今
神封仕丁廿四人あり。望請す、彼の六人を割いて、永く驅仕に充てん。

以前、左近衛ノ大將從三位兼守大納言行民部卿清原ノ真人夏野宣す。勅を奉ずるに請に依れ。（三代格）

⑩同年同月同日。太政官符す。

八幡の彌勒寺の年分の者を試度すべき事。五ヶ條の第二

右別當觀音寺講師傳燈大法師位光豐、彌勒寺講師傳燈大法師位光惠等の牒に稱く。宗廟を護り、社稷
を鎮むる、大神の威二なし。神靈を助け威勢を増す、大覺の徳最一とす。是を以て聖朝彌勒寺を建立
し、年分一人を度し、以て彼の神靈に酬ゆ。理須らく智行の者を簡み、羯磨剃頭、請師授戒すべし。
而るに承前の宮司試練を経ず、情に任せて度補す。法會の庭、法用闕あり。轉經の日、經文訛雜す。
徒らに課役を免じ、會て住持せず。聖願既に闕く、神感何ぞあらん。望請す、神山若くは彌勒寺に住
まり、三年已上を経、六時道を行じ、心行已に定まれる人を簡んで、講師、宮司共に讀經を試み、然
る後度補せんと。左近衛ノ大將從三位兼守大納言行民部卿清原ノ真人夏野宣す。勅を奉ずるに請に
依れ。（三代格）

⑪同年九月癸酉。藥師寺をして、毎年最勝王經の會を設けしむ。中納言從三位兼行中務卿直世ノ王の
奏に稱く。この寺、淨御原ノ天皇武 皇后後に持統と號すの爲めに建立する所也。皇后は近江ノ帝天智の女、
柔範光暢、天倫を毗贊す。皇帝嘉寵し、この仁祠を建つ。而も創基未だ竟らざるに、宮車晏駕す。皇
后悲しみを含んで佛に歸し、終に寶刹を成す。いま入る所の封物、田地充て用ゐて剩りあり。學衆稍
く多く、説法なほ少し。夫れ大雄慈悲、信ぜずして應を希ふも、至理澹泊、證さざれば知り難し。請
ふ、毎年齋筵を開設し、宿徳を屈し、尊經を演説し、奥義を決擇せしめ、便ち播磨ノ國賀茂ノ郡にあ
る水田七十町を以て、その供料に充てん。庶くは覺風を扇げて先靈を慰め、慈雲を飛ばして聖壽を増

し、三光縦沈、慧炬滅するなく、五岳礪の如く、梵聲止まず、諸講讀、此に就いて試定せん。立て、恒例となさんと。詔して之を許す。(類史)

⑤ 同年同月四日。

右大臣藤原緒嗣宣す。齋ノ女王、伊勢に參入するは、是れ國家の大事也。然らば則ち舊例の外去留の狀、外記等舉申する所ただ遺漏、理を申すなきは然るべからず。宜しく自今以後、此の如きの類は、意を存して舉聞し、闕怠を致すなかるべし。自餘の諸大事、又これに準じて申すべし。少外記山田ノ造古嗣奉ず。(符宣抄)

⑥ 同八年三月乙巳。佛舍利五百粒、太宰府觀音寺講師光豊をして、彼の府管内の國分寺及び諸定額寺に安置せしむ。(紀略)

⑦ 同年四月丁丑。天台の宗は、年分の度者、受戒の後、一十二年出山を聽さず。四種三昧、修練を得しむる故也。(類史)

⑧ 仁明天皇、天長十年三月丁未。百口の僧を大極殿に延し、大般若經を轉讀せしむ。以て年穀を祈り兼て疫氣を攘ふ也。普ねく天下に告げ、殺生を禁斷し、限るに三ヶ日を以てす。(續後紀)

⑨ 同年六月癸亥。勅して曰く。如聞く、諸國疫癘あり、天亡する者衆し。修善にあらざるよりは、何を以てか災を攘はん。宜しく諸國をして各々練行の僧を請ずる、大國は廿人、上國は十七人、中國は十四人、下國は十人。三ヶ日一本内を間に作る。晝は金剛般若(經)を轉し、夜は藥師悔過を修せしむべし。

その布施は、三寶穀十斛、僧三斛。正税を以て充て行ひ、精進を致さしむ。(後紀)

⑩ 同年同月甲子。勅す。比ろ疫癘間發し、天折屢聞く。宜しく天下諸國をして、彼の疫氣を謝しりぞけ、この不祥を攘はしむべし。但し加藥致齋は、須らく前格に依るべし。(類史)

⑪ 同年七月丙戌朔。是より先き、傳燈法師位泰善、文珠會を設け、公家相助けて之を行ふ。こゝに至つて甫めて文珠の影像を造り、之を瞻仰に備ふ。會の事異りて、便ち綱所に安置し、會に臨んで(開)請す。原、便を便に作り、綱を綱に作り、請上の開字を脱す。ともに古本及び類史に依て改補す。永く恒例とせよ。(續後紀)

⑫ 同年閏七月乙卯朔。勅す。秋序に至りて、洪水稼を敗り、大風物を害す。古來尙しくあり。宜しく天下諸國をして、名神に奉幣し、豫じめ攘防を(なし、)年穀を損ずるなからしむべし。(續後紀)

⑬ 同年十月壬寅。延曆寺座主僧燈大法師位圓澄卒す云々。延曆十七年、陟りて叡山の最澄法師のもとに到る。師大いに悦び、即ち落髮して弟子となし、自名一號を取りて圓澄となす。時に年二十七。廿四年の春、最澄師入唐以後、法師詔に依り、紫宸殿に於て、念五佛頂法を修し、即ち得度に預かる。その夏四月、唐の泰信大僧都に就いて具戒を受け、六月大唐使歸朝し、秋八月宣勅ありて、最澄師入唐して受くる所の灌頂秘法を修せしむ。こゝに大法師修圓勤操等七人、受法弟子となり、清瀧ノ峰高雄寺に於て、桓武天皇の奉爲みために毗盧遮那秘法を修す。法師亦其中にあり、共に灌頂三摩耶戒を稟く。是れ則ち本朝に灌頂始めて興るの日也。大同元年冬十一月、叡山止觀院に於て、法師上首となり、百

餘人と與に圓頓菩薩の大戒を受く。これ亦天台の師々相傳ふる大戒の初め也。(類史)

③同年同月戊申。原、丁未の條にあり。類史及び紀略に依て改む。景雲の年八幡大菩薩告ぐる所に縁つて、天長年中に至り、太宰府に仰せて、一切經を寫得す。こゝに至つて便ち彌勒寺に安置す。今更にまた一通を寫さしめて、之を神護寺に置く。(續後紀)

④同年十二月癸未朔。道場一處、山城ノ國愛宕ノ郡加茂ノ社以東一許里にあり。本ト岡本堂と號す。是れ神戸の百姓、賀茂ノ大神の(奉)爲に建立する所也。天長年中、檢非違使盡く毀廢に従ふ。是に至つて勅して曰く、佛力神威、相須つ尙し。今本意を尋ぬるに、事神力に縁れり。宜しく彼の堂宇、特に改建を聽すべし。(續後紀)

⑤同天皇、承和元年正月庚辰。勅す。維摩會の(立)義得第の僧、宜しく舊例に依り、請じて諸寺安居の講師となすべし。(續後紀)

⑥同年二月辛卯。勅して曰く。萬民安樂し、五穀穎を垂るゝは、最勝希有の力に如かず。宜しく諸寺をして、封戸及び田園ありて、資供に堪ふる者は、最勝王經法を勤修せしむべし。(續後紀)

⑦同年同月辛丑。小野氏ノ神社は、近江ノ國滋賀ノ郡にあり。勅す。彼の氏、五位已上は、春秋の祭に至る毎に、官符を待たず、永く以て往還するを聽す。(續後紀)

⑧同年四月丙戌。勅す。災を未萌に防ぎ、兼て豊稔を致すは、修善の力、職として此に由る。宜しく

畿内七道の諸國をして、國內の行を擇み、國分僧寺に於て、三ヶ日の内、晝は則ち金剛般若經を轉し夜は則ち藥師悔過を修せしむべし。事畢るまで殺生を禁斷せよ。亦もし疫癘ある處は、各々國界に於て攘祭し、務めて精進あり、類史は、精進を存しに作る。必ず靈感を期せよ。(續後紀)

⑨同年同月丙午。疫癘頗發し、疾苦稍多し。仍て京城の諸寺をして、天神地祇の爲めに、大般若經一部、金剛般若經十萬卷を轉讀し、以て災氣を攘はしむ。(續後紀)

⑩同年五月乙丑。勅して、相摸、上總、下總、常陸、上野、下野等の國司をして、力を勦せ、一切經一部を寫し取り、來年九月以前に奉進せしむ。その經は本ト上野ノ國綠野ノ郡綠野寺にあり。(續後紀)

⑪同年六月甲午。仁王經を紫宸殿、常寧殿、及び建禮門、八省院諸堂、宮城諸司諸局、東西寺、並に羅城門に於て講説す。すべて是れ百講座也。(續後紀)

⑫同年同月己酉。百僧を大極殿に延し、三ヶ日を限り、大般若經を轉讀す。澍雨を祈り兼て風災を防がんが爲め也。(續後紀)

⑬同年十一月癸酉。能登ノ國に坐す、正三位勳一等氣多ノ大神宮の禰宜、祝二人、始めて笏を把らしむ。(類史)

續日本後記は、この條九月にあり。今類史に従ふ。

⑭同年十二月乙未。大僧都傳燈大法師位空海上奏して曰く。空海聞く、如來の説法に二種の趣あり。

一に淺略趣、二に秘密趣。淺略趣と言ふは、諸經中の長行偈頌是れ也。秘密趣と言ふは、諸經中の陀羅尼是れ也。淺略趣は、大素本草等の經、病源を論說し、藥性を分別するが如く、陀羅尼秘法は、方に依て藥を合せ、服食して病を除くが如し。若し病人に對し、方經を披談するも、痾を療するに由なし。必ず病に當て、藥を合せ、方に依て服藥せば、乃ち疾患を消除し、性命を保持するを得べし。然り、今講じ奉る所の最勝王經は、但だその文を読み、空しくその義を談じ、曾て法に依て像を畫き、壇を結んで修行せざれば、甘露の美を演說するを聞くと雖も、恐らくは醍醐の味を嘗るを闕かん。伏して乞ふ、自今以後、一に經法に依て經を講じ、七日の間、特に解法の僧二七人、沙彌二七人を選び別に一室を莊嚴し、諸の尊像を陳列し、供具を尊布し、眞言を持誦せん。然らば則ち顯密二趣、如來の本意に契ひ、現當福聚、諸尊の悲願を獲ん。勅す。請に依て之を修し、永く恒例とせよ。(續後紀)

⑤同二年正月壬子。大僧都傳燈大律師位空海奏して曰く。弘仁十四年の詔に依て、眞言宗の僧五十人原、十を千に作る。古本及び類史に依て改む。をして東寺に住して、三密の門を修せしめんと欲す。今堂舎已に建ち、修講未だ創めず。願はくは且た東寺に入れらるゝ、官家の功德料、封千戸の内、二百戸甲斐國九十戸、下總國百五十戸を割いて以て僧供に充て、國家の爲めに薰修し、人天を利濟せん。之を許す。(續後紀)

⑥同年同月庚申。去年勅あり、相摸、上總前勅に依るに、この下恐らく下總の二字を脱す。常陸、上野、下野等の國をして、一切經を寫し奉らしめ、今亦貞元、並に梵釋寺の目錄に載する所の律論疏章紀傳集抄を、國毎に均分して

之を加へ寫さしむ。(續後紀)

⑦同年同月戊辰。大僧都傳燈大律師位空海表を上り、眞言宗年分の僧三人を度するを請ふ。之を許す。(續後紀)

類聚國史、戊辰を戊申に作る。按ずるに戊申は二日、戊辰は廿二日也。

⑧同年二月七日。太政官符す。

遣唐使に度者を賜ふべき事。

右彼の使の奏狀に稱く。渡海の際、險難虞りがたし。皇德覃ぶ所、天より之を祐くと雖も、而も利涉の資け、亦冥力に憑る。望請す、錄事已上、特に度者を賜ひ、各々その身に代つて以て精進せしめんと。右大臣清原夏野の宣を被るに稱く。勅を奉ずるに請に依れ。(三代格)

⑨同年同月戊戌。越前ノ國に坐す、正三位勳一等氣比ノ大神の祝、禰宜は、鹿嶋、能登兩大神の祝、禰宜に準じて、以て笏を把らしむ。(續後紀)

⑩同年四月丁丑。勅して曰く。如聞く、諸國疫癘流行し、病み苦しむ者衆し。その病は鬼神より來ると。須らく祈禱を以て之を治すべし。又般若の力は思議すべからず。宜しく十五大寺をして、大般若經を轉讀し、夫の沈病を拯ひ、兼て未然に防がしむべし。(類史)

⑪同年同月己卯。勅す。天下諸國をして、文珠會を修せしめ、その會料は、毎年救急稻の利三分の一

を割き取りて充て用ゐよ。(續後紀)

④同年六月癸卯。勅す。當今嘉穀初めて秀て、秋稼方に實る。もし風雨時を失せば、恐らくは損害を致さん。宜しく十五大寺常住の僧をして、各々本寺に於て、大般若經を轉讀し、その靈護に憑り、必ず豊稔を致さしむべし。(續後紀)

⑤同年八月十五日。太政官符す。

肥前ノ國松浦ノ郡彌勒知寺知寺、一本に依るに當に寺知に作るべし。又一本に彌勒知識寺。識僧五人を常住せしむべき事。

右太宰府の解を得るに稱く。觀音寺講師傳燈大法師位光豐の牒に稱く、太政官去る天平十七年十月十二日の騰勅符に依るに、件の寺始めて僧廿口を置き、水田廿町を施入す。それより以來、年代遙遠、緇徒死に盡し、田寺空しく存し、修行跡絶ゆ。望請す、度者五人を置き、彼の寺を修治せしめば、即ち國家を鎮め、兼て遊靈を救はんと。府、牒狀に依て謹んで官裁を請ふと。右大臣清原夏野宣す。宜しく心行變なく、精進倦まず、佛法を住持し、國家を鎮護するに堪へたる僧を選び、以て常住せしむべし。(三代格)

⑥同年十月十五日。太政官符す。

天台宗を諸國に傳弘せしむべき事。

右傳燈大法師位義眞の表に稱く。案内を檢するに、太政官去る延暦廿五年正月廿二日、治部省に下す符に稱く、災を攘ひ、福を殖うるは、佛教尤も勝れ、善に誘ひ、生を利するは、この道に如くなし。夫れ衆生の機、或は利に或は鈍。故に如來の説に頓あり漸あり。門を開く異なりと雖も、遂に菩提を期す。凡そ諸宗の業、一を廢するも可ならず。花嚴、天台等の七宗、年分の度者受戒の後、各々その業を試み、次に依て、立儀、複講及び(諸)國の講師に差任せんと。今天台一門已に圓宗を立つ。大乘の三學、流轉未だ周ねからず。望請す、別に講讀師たるに堪ふる者各一人を簡み、毎年官に申して之を補し、件の宗を演傳せしむべし。その一任の内、毎年安居法服施料は、先きに大法師最澄奏する所の年分の式に依り、便に即ち當國の官舎に收納し、國郡官司相共に檢校して、將に國內の池溝を修し、荒廢を耕し、船橋を造り、植木を植ゑ、麻紵を蒔くの料に用ゐん。然らば則ち是れ皇風遠く振ひ慧日再び明かに、像教を宣揚し、妙法を弘闡し、菩提の由漸をなし、彼岸の良田たらん。謹んで官裁を請ふと。權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(三代格)

⑦同年十一月七日。太政官符す。

僧の不能の行並に三綱の外、更に雜職を置くを禁斷すべき事。

右案内を檢するに、太政官去る弘仁十年十二月廿五日、治部省に下す符に稱く。威儀師六人、從儀師八人と。延暦四年五月廿五日の符に稱く、出家の人、本道を行ふを事とす。今衆僧を見るに、多く法旨に乖き、或は私に檀越を定め、閭里に出入し、或は誣て有驗と稱し、愚民を誑誤す。唯だ比丘の

教律を慎しまざるのみにあらず、抑も是れ所司の捉搦を勤めざる也。嚴禁を加へざれば、何ぞ緇徒を整へん。自今以後、もし此の類あらば、外國に擯出せんと。右大臣清原夏野宣す。夫れ僧綱は、僧尼の師範也。懇懃に教諭せば、誰か順從せざらん。而るに今綱所從儀の僧員、諸寺雜職の剩置、又大中少鎮、檢校、目代等の類、その數猥雜なり。これに因て監臨已に勞煩多く、その費彌々繁し。これ則ち肆まに格制を侵し、從行に意無きなり。若し使を遣はし巡檢するとき、違犯の者あらば、法に據て罰を科せん。諸寺に下知して、速かに改め糺さしめよ。(三代格)

○同年十二月丙戌。四天王寺の十禪師は、梵釋、常住兩寺の僧に準じて、毎年一口、宮中金光明會の聽衆に預る。(類史)

○同三年正月乙丑。詔して陸奥ノ國白河ノ郡從五位下勳十等八講黃金神に封戸二烟を充て奉る。國司の禱に應じ、砂金を採得せしめ、その數常に倍し、よく遣唐の資を助くるを以て也。(續後紀)

○同年三月廿五日。太政官符す。
毎年仁王、最勝兩部の大乘を講ぜしむべき事。

右少僧都傳燈大法師位明福の表に稱く。災を轉じて福となすは、すべて般若の勝力。國を護り民を利するは、是れ大乘の冥助也。仍て須らく毎年夏初に一日二時、仁王般若を講讀し、秋首に一七日間、最勝王經を開演して、水旱の災なく、耕農所を得、風霜時あり、穀實豐稔ならしむべし。望請す、京畿

有食食、恐らくは名。の諸寺智行者に下知し、將に件の經を講ぜんと。權中納言從三位兼行左兵衛ノ督藤原、朝臣良房宣す。勅を奉ずるに、宜しく符を所司に下し、件に依て行はしむべし。(政要引)

○同年五月丁未。勅す。去歳の冬雷、恐らくは水害疫氣の災あらん。宜しく東大寺眞言院に、灌頂(道)場を建立し、廿一僧を置き、夏中及び三長齋月、息災增益の法を修し、以て國家を鎮むべし。永く恒例とせよ。(續後紀)

○同年七月(壬午)。勅して曰く。方今、(時は)西成に屬し、五穀穗を垂る。もし風雨序を愆まるあらば、恐らくは秋稼を損ぜん。宜しく五畿内七道の諸國をして、名神に奉幣し、災を未萌に攘はしむべし。その幣帛料は正税を用ゐ、長官僚屬を率ゐ、自ら親しく齋戒し、祭、神の在すが如くせば、必ず徵應を致さん。(續後紀)

○同年同月癸未。復た勅して曰く。如聞く、諸國疫癘間發して、天死する者衆し。夫れ災眚を銷し、福祐を招ぐは、唯だ般若の冥助、名神の嚴力のみ。宜しく五畿内七道の諸國司をして、般若を轉讀し名神に走幣せしむべし。(類史)

○同年十月丙辰。下總ノ國言す。香取ノ神の禰宜は、常陸ノ國鹿嶋ノ神の禰宜に準じ、遷代相續ぎ、同じく笏を把らしめんと。之を許す。(類史)

○同年十一月丙寅朔。勅す。神道を護持するは、一乘の力に如かず。禍を轉じて福となす、亦修善の

功に憑る。宜しく五畿七道の僧各一口を、毎國內名神社に遣はし、法華經一部を讀ましむべし。國司檢校し、務めて潔信を存せば、必ず靈驗を期せん。(續後紀)

⑤同四年二月乙未。勅して曰く。人主をして安穩に、黎庶をして和樂せしむるは、十一面大悲(者)秘密神咒の力に如かず。宜しく普ねく五畿内七道の諸國に告げ、淨行の僧七口を請じ、國分寺に於て、一七日夜、十一面の法を薰修すべし。(續後紀)

⑥同年同月癸卯。勅す。大春日、布瑠、粟田三氏の五位已上は、小野氏に準じ、春秋二祠の時、官符を待たず、近江ノ國滋賀ノ郡にある氏神社に向くを聽す。(續後紀)

⑦同年同月庚申。從五位下菅野ノ朝臣永岑言す。亡父參議從三位眞道朝臣、桓武天皇の奉爲に、建立する所の道場院一區、山城ノ國愛宕ノ郡八坂ノ郷にあり。その疆界は八坂寺に接すと雖も、而もその形勢なほ別院に宜し。是に由て道俗號して八坂東院と(曰ふ)伏して望む、限るに四至を以てし、別に一院となし、僧一口を置き、永く(護)持せしめんと。之を許す。(續後紀)

⑧同年四月丁巳。原、五月丁丑に作るは誤り。今類史に依て改む。僧綱奏言す。出家入道は國家を保護せんが爲めなり。寺を設け僧を供するは、禍を滅し、福を致さんが爲めなり。頃ろ天地の災異處々に間發す。今須らく毎月三旬、三ヶ日間、諸寺を輪轉して、晝は般若經を讀み、夜は藥師の寶號を讚し、此を以て國恩に奉答すべしと。勅報して曰く、佛旨冲奥、大悲先きとなす。災を攘ひ祥を致すは、諒に妙典にあり。今來

奏を省るに自ら心期に叶ふ。宜しく梵釋、崇福、東西大寺大、恐らく二東大寺、興福、新藥、元興、大安、藥師、西大寺、招提、本元興、弘福、法隆、四天王、延曆、神護、聖神、常住等の廿ヶ寺は、毎旬輪轉し、五月上旬より、八月上旬に迄るまで、誓願薰修せしむべし。(續後紀)

⑨同年五月己巳。近城諸寺、住持寂絶し、淫濫屢々聞ゆ。詔して別當を定め、それを糾正せしむ。文武官五位中の明察鯁直なる者を以て之に充つ。(續後紀)

⑩同年六月壬子。勅す。如聞く、疫癘間發し、疾み苦しむ者衆しと。夫れ殃を未然に銷するは、般若の力に如かず。宜しく五畿内七道の諸國內の行者廿口已下十口已上をして、國分僧寺に於て、七月八日より始めて三ヶ日、晝は金剛般若を讀み、夜は藥師悔過を修せしむべし。事竟るに迄るまで、殺生を禁斷す。(類史)

⑪同年八月丙申。勅して曰く。頃年眞言法教、京城に流傳すと雖も、而も未だ邊境に遍ねからず。宜しく彼の宗の僧、講讀及び修法に堪へたる者を選んで、毎年諸國の講讀師に任じ、法に依て薰修すべし。その僧は年臘を限らず、唯だ之に堪ふる者を選ぶ。(類史)

⑫同年十月丙辰。齋院司、私に鷹二聯を養ふを聽す。(續後紀)

⑬同年十二月庚子。太宰府言す。管する豊前ノ國田河ノ郡香春岑神は、辛國息長大姫大目ノ命、忍骨ノ命、豊比咩ノ命、すべてこれ三社。元來是れ石山にして、土人すべて至るなし。延曆年中、遣唐請

益僧最澄、躬らこの山に到り、祈りて云く、願はくは神力に縁り、平かに渡海するを得んと。即ち山下に於て、神の爲めに寺を造り讀經す。爾來草木翁鬱として、神驗るますが如し。水旱疾疫の災ある毎に、郡司百姓之に就いて祈禱すれば、必ず感應を蒙り、年登人壽、他郡に異なり。望むらくは官社に預り、以て崇祠を表せんと。之を許す。(續後紀)

⑥同五年三月甲申。勅して曰く。遣唐使頻年却廻し、未だ遂に海を過ぎらず。夫れ冥靈の道は、至信なれば乃ち應じ、神明の徳は、修善すれば必ず祐く。宜しく太宰府の監已上に命じ、國毎に一人、國司講師を率ゐて、當國他國を論ぜず、年廿五以上、精進持經、心行變りなき者を擇んで、之を度す九人。香襲宮二人、大姫一人、八幡大菩薩宮二人、宗像神社二人、阿蘇神社二人。國分寺及び神宮寺に於て安置供養し、使等往還の間、専心道を行じ、穩平を得しむべし。(續後紀)

⑦同年五月己未。遣唐使上奏して言す。使等漂廻、嚴綸未だ允さず。風信の僣つみと雖も乃ち是れ天時。而して重行の累、類ね冥妨あり。況んや巨海の程をや。艱虞測りなし。靈祐に資らざれば何ぞ以て征を利せん。請ふ、諸國をして大船若經を轉讀せしめよ。(續後紀)

⑧同年七月丁丑。勅す。彼の青春に従ひ、この朱夏に終る。雲膚屢々興り、雨液候に應じ、隴畝の苗秋稼期すべし。宜しく幣帛を伊勢大神宮に奉り、以て成熟を祈るべし。(續後紀)

⑨同年九月甲戌。勅して天下の定額寺の堂舎並に佛像經綸及び神祇諸社を修理せしむ。(續後紀)

⑩同年十月丁酉。詔して曰く。人の度量は、器一同にあらず。識監行能、各々歸趣あり。宜しく智徳翹楚にして、道の棟梁たらん者は、隱顯を問ふなく、員數を限らず、同じく共に選舉すべし。その道業優潤、よく傳燈に堪へ、及び精進苦行、衆共に知る所は、大寺毎に七人已下を簡擇し、具さに年臘を注し、若しこの類なくば強て擧ぐべからず。縦ひ人多しと雖も、同宗の人は專擧するを得ざれ。遍ねく諸業に詢ひ、仍て綱一人を須ゐ、毎寺顯に大衆に對して之を選み、別當、三綱並に擧頭は、同じくその帳に署せしむべし。皆三年に一度簿を造り、十月の内に例となして之を進れ。(類史)

⑪同年十一月辛酉。勅す。さきに妖祥屢々見はれ、氣稔息まず。民と歳とを思ひ、寢と食とを忘る。それ黎庶をして疾疫の憂ひなく、農功をして豊稔の喜びあらしめんは、般若妙經の力、大乘不二の徳に如かず。普ねく京畿七道に告げ、般若心經を書寫供養せしめん。仍て國郡司並に百姓、人別に一文錢、若くは一合米を出さしめ、郡別に一定額寺、若くは郡館に之を收置すべし。國司、講師、すべて檢校を加へ、出す所の物は、分けて二分となし、一分は寫經料に充て、一分は供養料に充てん。その米は來年二月十五日、各々本處に於て、精進練行、演説に堪へたる者を屈請し、法筵を開設して、受持供養し、會に當る前後並に三ヶ日、殺生を禁斷し、公家捨す所の物は、一會處毎に正稅稻一百束を以て之に充てん。庶くは普天の下、旁く勝業を薰じ、率土の民、共に仁壽に登らしめん。(續後紀)

⑫同年十二月己亥。天皇清涼殿に於て、佛名懺悔を修し、限るに三日三夜を以てす。律師靜安、大法

師願安、實敏、願定、道昌等、遞に導師となる。内裏の佛名懺悔、これよりして始まる。(續後紀)

⑤同六年正月己卯。伊勢ノ國桑名ノ郡多度大神宮寺を以て、天台一院となす。(續後紀)

⑥同年閏正月丙午。(勅す。如聞く、)諸國疾疫あり、百姓夭折す。宜しく天下の國分寺をして、七ヶ日を限り、般若を轉讀し、兼て僧醫を遣はし、道に隨つて治養せしむべし。又郷邑をして毎季、疫神を敬祀せしむ。(續後紀)

⑦同年二月戊寅。播磨ノ國印南ノ郡佐突の驛家に、舊に依て越前ノ國氣比ノ大神宮を建立し、雜務は國司に預かるを停め、神祇官に隸す。(續後紀)

(二本) 戊寅。播磨國印南郡佐突驛家、舊に依て建立す。越前國氣比大神宮の雜務、國司に預かるを停め、神祇官に隸す。

⑧同年三月壬午朔。勅す。遣唐の三艘船に、風波の變あるを恐る。よろしく五畿内七道の諸國及び十五大寺をして、大般若經及び海龍王經を轉讀し、使者の歸朝を待つて、轉經の終りとなさしむべし。(續後紀)

⑨同年六月丁丑。勅す。國分二寺は、建立自ら遠し。一は則ち名けて金光明護國寺となし、一は則ち號して法華滅罪寺となす。先帝世を救ひ物を利するの法を、遠く不朽に傳ふるもの也。而も頃年僧寺安居の會、獨り最勝王經を講じ、尼寺滅罪の場、法華妙典を説くなし。設くる所の法藏は、用同じからざるあり。是れ忍んで行はず。恐らくは修善闕如るあらん。宜しく五畿内七道の諸國をして、安居

の會は、先づ僧寺に於て最勝王經を講じ、次に尼寺に於て法華經を講ぜしむべし。願ふ所の無二無三の勝理は、國家を開示し、除災植福の大善は、廣く衆庶に被らん。(續後紀)

⑩同年七月甲申。僧六十口を紫宸殿、常寧殿に延し、大般若經を轉讀せしむ。禁中に物怪あるを以て也。丁亥。讀經訖り、物を賜ふ各々差あり。復た大法師、僧、度者各一人に施し、法師位以下の僧、各一階を授く。(續後紀)

⑪同年八月庚戌朔。勅して曰く。文殊會の事は、天長の年より起る。而るに今聞く、諸國或は官符の旨に乖き、遵行あらず。宜しく重ねて下知し、以て之を修せしむべし。(續後紀)

⑫同年九月己亥。勅す。如聞く、神護景雲二年以還、諸國々分寺をして、毎年正月八日に起り、十四日に至るまで、最勝王經を讀み奉り、並に吉祥悔過を修せしむるは、不祥を消除し、國家を保安する爲め也。而るに今講讀師等必ずしも其人ならず、僧尼懈怠、周旋して法に乖き、國司檢校亦心を存せず、徒らに修福の名ありて都て殊勝の利なし。これ則ち緇素處を異にし、相監察せざるの致す所也。宜しく國分寺に行ふを停めて、廳事に於て之を修すべし。自今以後、立て、恒例とせよ。(續後紀)

⑬同年十一月癸未。伊勢齋宮に災し、宮舎一百餘宇を燒く。左衛門(權)佐從五位下田口ノ朝臣房富を遣はし、絹百疋、綿三百屯、調布五十端を賚し、齋内親王を存問す。(續後紀)

⑭同年十二月庚戌。參議從四位上行春宮大夫兼右衛門ノ督文室ノ朝臣秋津を遣はし(珍)幣を伊勢ノ大

神に奉る。齋宮焼損せるを以て也。又去る天長元年原、九年に作る。一本及び類史に依て改む。九月、多氣齋宮、遠く大神宮を離れ、每事便なきに依り、度會離宮を卜定し、以て齋宮となす。今火災に依り、多氣宮地を卜定し常齋宮となすべきの状、同じくこの使をして大神宮に祈り申さしむ。(續後紀)

⑤同年同月癸亥。勅す。興福寺維摩會の講師を經るの僧を以て、宜しく宮中最勝會の講師となすべし自今以後、永く恒例とせよ。(續後紀)

⑥同七年三月十四日。太政官符す。

文殊會の料稻を出舉すべき事。

大上國、各二千束。 中下國、各一千束。

右案内を檢するに。太政官承和二年四月五日、五畿内七道の諸國に下す符に稱く、太政官去る天長四年十一月十三日、諸國に下す符に稱く、中納言兼行左近衛、大將從三位民部卿清原、真人夏野の宣に稱く。災を滅し福をなすは、事修善にあり。善をなすの功は、寔に徳と仁。宜しく諸國をして部内の僧、精進練行にして、道俗衆庶の教主たらん者を簡み、件の會を修せしむべし。若し部内に人なければ、遠く比國に覓めて之を行へ。その會料は毎年救急稻の利三分の一を割き取り充て用るよ。國司講師共に監察を加へ、疎略にするを得ざれと。右大臣清原夏野宣す。如聞く、諸國或は符旨に違ひ、肯て遵行せずと。宜しく重ねて下知し、前符に依て之を修せしむべし。今權中納言從三位兼行左兵衛、督陸

奥出羽ノ按察使藤原 朝臣良房の宣を被るに稱く。勅を奉ずるに、如聞く、會集の徒衆、その數巨多にして、施す所の物、周急に足らず。宜しく件の稻を出舉し、息利を以て先數に加ふべし。(三代格)

⑦同年四月癸丑。律師傳燈大法師靜安を清涼殿に請じ、始めて灌沸の事を行ふ。(續後紀)

⑧同年同月戊辰。勅す。神を敬ふに在すが如く、民を視るに子の如くするは、國宰の能事、古今の通規なり。是を以て屢々條章を施し、彼の治道を觀る。而るに吏公平に乖き、民疾疫に苦しみ、年穀登らず、飢饉荐りに臻る。之を政迹に論ずるに、理まさに懲肅すべし。(夫れ)天の則を事とし、人の情を懈る也。宜しく更に五畿七道の諸國に下知し、既往の怠を改め、方來の勤を成し、所部に巡行して神社を修造すべし。禰宜、祝等、若し怠る者あらば、解却、決罰、一に前格に依れ。年中修造の數は別録して言上せよ。若し三年の内使を遣はし覆檢するに、なほ破壊あらば、國司郡司違勅の罪を科せ。(續後紀)

⑨同年六月丁未。入唐請益僧傳燈大法師位常曉言す。山城ノ國宇治ノ郡法琳寺は、地勢閑燥にして、大法を修するに足る。望請す、今般大唐より請じ奉る大元帥靈像秘法をこゝに安置し、修法院となして國家を保護し、講讀師の攝はらざらんと。之を許す。(續後紀)

⑩同年同月丁巳。勅す。去年秋稼登らず、諸國飢を告ぐ。ことし疫病間發し、天傷弭まず。加以ならず季夏雨ふらず、嘉苗燋くに擬る。夫れ殃を銷し祐を受くるは、必ず般若の力に資り、國を護り民を

安んずるは、事、修善の功に由る。宜しく五畿内に命じ、七ヶ日、晝は大般若經を轉じ、夜は藥師悔過を修すべし。長官精進して、必ず靈感を致せと。修善の間、殺生を禁斷す。戊午。同じく亦讀經悔過を、十五大寺並に原、兼てとあり、一本に依て改む。城外の崇山諸有驗の寺に行ふ。皆悉く通傳して之を修す。一七日夜を限となす。若し山寺、大般若經あらざる處は、金剛般若經を轉ぜしむ。(續後紀)

④同年同月庚午。制す。西寺に住する僧等、自今以後、廿臘以上熟學の僧、智行兼備し、衆の推讓する所の者を簡み、寺家に住せしむ。永く恒例とせよ。(續後紀)

⑤同年七月辛丑。勅す。正月金光明會の講師は、持律持經及び修練行禪の師類史は、修の上を以て輪轉に久字あり。請用す。(續後紀)

⑥同八年二月戊申。少僧都大法師位實惠言す。紀伊ノ國伊都ノ郡高野山なる金剛峰寺は、去る承和二年二月卅日、定額に預り畢る。今深山にあり、灯明料あるなし。(望み乞ふ)、定額諸寺に準じ、燈分を施され、並に佛聖二座に供養せんと。之を許す。(續後紀)

⑦同年同月乙卯。勅す。天平勝寶四年の騰勅符に云ふ。先きに寺邊の殺生を禁斷し畢る。今如聞く、時序稍く遠く、禁斷遂に薄らぐ。若し違犯せば即ち違勅を以て論せんと。春蒐秋獮、釣りて網せず。事已むを得ず止殺を期す。況んや仁祠の邊、精舎の前、從來解脱の界は是れ漁獵の地にあらざるをや如聞く、勢家豪民、憲章を憚るなく、國宰講師、檢校を存せず、遂に寺内に馬を馳せ、佛前に禽を屠らしむ。この如き淫濫勝て言ふべからず。夫れ妖孽の臻る必ずしも天よりせず、民自らこれを取る。太息すべし。重ねて五畿内七道の諸國司に下知して、嚴に寺邊二里の殺生を禁斷せしむべし。もし犯す者あらば、六位已下は違勅の罪を科し、五位已上は名を録して言上せよ。阿容するを得ざれ。(續後紀)

⑧同年三月一日。太政官符す。
春日の神山の内狩獵伐木を禁制すべき事。

右中納言從三位兼行左兵衛督陸奥出羽ノ按察使藤原ノ朝臣良房の宣を被るに稱く。春日の神山は四至灼然。而るに今聞く狩獵の輩、齋場を觸穢し、採樵の人、樹木を伐損す。神明の咎むる攸ろ、恐らくは國家に及ぼさん。宜しく當國に下知して、嚴に禁制せしむべしと。國宜しく承知して、當郡司並に神宮預に仰告し、殊に禁制を加へ、兼てまた社前及び四至の堺に勝示し、人をして知り易からしむべし。若し制旨に遵はず、なほ違犯するあらば、狀を量つて勘當し、容隱するを得ざれ。(三代格)

⑨同年四月壬寅。勅す。神明の感、信ならざれば通ぜず。帝王の功、道にあらざれば何ぞ達せん。宜しく五畿内七道の諸國に仰せ、國司講師をして、相共に齋戒し、部内の諸寺に於て、金剛般若經を轉讀せしむべし。庶くは紫宸をして、寶算の長を増し、赤縣をして天折の患を絶ち、兼て風雨調適、年穀豊登ならしめん。(續後紀)

⑩同年同月己巳。勅す。頃る時雨降らず、農夫耕を輟む。もし禱祈するにあらざれば、恐らくは嘉苗

を傷めん。宜しく松尾、賀茂、乙訓、貴布禰、垂水、住吉の雨師神に奉幣し、甘雨を祈り、兼て風災を防がしむべし。(續後紀)

⑨同年五月己丑。勅す。修福滅罪は佛道是れ先きなり。傳法興教は人倫を本となす。如聞く、諸國の定額寺、堂舎破壊し、佛經曝露するも、三綱檀越、修理に心なしと。頃年水旱調はず、疫癘間發す。靜かに其由をおもふに、恐らくは彼の咎に縁らん。宜しく重ねて五畿内七道の諸國に下知し、定額寺の堂舎並に佛像經論を修理莊嚴すべし。今須らく毎寺修理すべきの程を(立て)、朝集使に付して言上すべし。常に習ひ革めざる、ともに重科に處せん。(續後紀)

⑩同年十二月廿二日。太政官符す。

齋院司の舍人、喪に遭ふの替を補すべき事。

右彼の司の解を得るに稱く、太政官去る承知五年二月廿二日の符旨に依るに、舍人四人を充補す。而るに喪に遭ふの徒、毎年絶えず。神事に至りて、差使に人なし。凡そ司家の風は、尤も穢惡を忌む。重服の輩、何ぞ出仕を得ん。仍て喪に遭ふの由を移送す。而るに式部省は固より例なしと稱して、曾て替を補せず。望請す、考に至るを待たず、闕に隨つて補せられん。謹んで官裁を請ふと。右大臣宣す。勅を奉ずるに請に依れ。(古格四)

⑪同九年三月庚戌。勅す。若し未然に攘ふにあらざれば、恐らくは班蒔時を失はん。宜しく五畿内七

道の諸國に仰せ、修行不退の者二十人を簡み、國分寺に於て、三ヶ日間、晝は金剛般若(經)を讀み夜は藥師悔過を修すべし。修善の比は殺生を禁止し、佛僧の布施は正税を以て之に充てん。若し失行の處あらば、國司境下に到り、疫神を防祭せしめ、精進齋戒して共に豐稔を禱らんと。この日使を遣はし、貴布禰、住吉、垂水、丹生川上等の諸社に頒幣し、同じく甘雨を祈る。(續後紀)

⑫同年五月庚申。勅す。近ごろ物怪あり、うらはみト食して疫氣の咎を告ぐ。宜しく五畿内七道の諸國及び太宰府をして、疫神を敬祭し、以て咎徴を禦がしむべし。(類史)

⑬同年十一月戊戌。勅制す。講讀師、己が職を以て他僧に讓るは、前人の餘歴を終らしめ、更に一任を歷る莫れ。又同じく講讀師解任の後、未だ六年を経ずして、即ち復た補任するは、歴を取る一に俗官六位の法に同じ。並に去年以往任せらるゝの輩は、同じくこの例に準ぜよ。自今以後、立て、恒式とせよ。(續後紀)

⑭同年十二月丁丑。勅制す。國家を護持し、群生を利益するは、妙法、最勝、尤もそれ先きに居る。これに因て去る延曆年中より以降、一十二人を五宗に分配し、之を得度せしむ。是に於て天台、華嚴、辯を分つて並駈し、三論、法相、翹を擧げて競飛す。演説する者は衆く、諮案する者は寡し。宜しく承前十二人の外、妙法蓮華經、最勝王經を諳誦する人は、經別に一人、毎年度するを聽し、業に隨つて、各々近江、國妙法寺、並に最勝寺に入るべし。夫れ試定は、序品より始めて竟軸に至るまで、咸

く誦讀せしめ、若し一句半偈も分明ならざれば、ともに不第となし、もし三業中、及第する者なく、闕如すれば、後歳の能者に待て。自今以後、立て、恒例とせよ。(續後紀)

⑤同十年正月丁酉。勅す。如聞く、疫癘間發し、天死する者多し。加之狂花發いて不祥を示すと。宜しく來る二月より始めて、九月に迄るまで、八日毎に、十五大寺、及び七道の諸國の國分二寺、並に定額寺、名神等寺をして、仁王般若經を講ぜしむべし。(續後紀)

⑥同十年三月甲寅。勅して曰く。如聞く、頃年の間、得度の輩、遠路に裏糶し、適かに戒所に向ふ。而るに定限なきに依て、徒らに數句を引ぶ。之を物意に論ずるに、頗る穩便に背く。今須らく度者の勘籍は、三月卅日以前に勘定して申し畢り、四月一日より起り、七ヶ日の間は、例に依て懺悔を修し、八日より始めて即ち授戒せしめ、授戒の後、同寺に會集し、安居を修せしむべし。自今以後、立て、恒例とせよ。(續後紀)

⑦同十年五月癸卯。楯列山陵の守丁は、闕に隨つて、京戸並に浪人を差すを聽す。當土差課するに人なきを以て也。(續後紀)

⑧同十年同月甲寅。勅す。油一斛、正稅三百束を、故京本元興寺に充て、六月十五日萬花會、十月十五日萬燈會、この兩日を以て、毎年之を修す。立て、恒例とせよ。(續後紀)

⑨同十年六月辛酉。制す。去る弘仁四年二月勅す。僧尼、身死並に還俗するあらば、その度縁戒牒は、

早く省に進らしめ、省は年の終りに官に申して之を毀つ。宜しく諸國の國分二寺の僧尼の度縁は、死闕の日、前に依て進らしむべし。但し國分二寺、僧尼の闕に補するを請はゞ、先づ度縁を進りて、然る後に之を補せ。若しこの旨に乖かば、違勅の罪を科せ。(續後紀)

⑩同十年十一月庚子。勅す。國家を護る爲め、東寺に於て、眞言宗の傳法職位を定め、並に灌頂を修せしむ。宜しく諸寺に告げて、嚴に捉搦を加ふべし。若し違犯するあらば、一に養老六年七月十日の格に依て罪を科せ。(續後紀)

⑪同十年十二月庚午。山城ノ國正月の吉祥悔過は、弘仁十三年より、官の符旨に依り、國廳に於てこれを修す。この歳より始めて舊に復し、國分寺に於て修せしむ。(續後紀)

⑫同十一年二月丙辰。能登ノ國言す。去年十月十七日の官符に依るに、定額寺を以て國分寺となし訖る。望請す、讀師を停めて、講師を給はらんと。勅す、請に依て之を許す。(續後紀)

⑬同十年同月己卯。參河ノ國言す。永く讀師を任ずるを停め、その布施物を以て造寺料に充て用ゐん。それ法會の時は、國分(寺)の僧の臘次を以て將に之を行はんと。勅す、請に依て之を許す。(續後紀)

⑭同十年四月壬戌。太宰府言す。管する大隅、薩摩、壹岐等の國嶋(司言す)。國を建て職に任ずる、大小是れ同じ。災を除き福を祈る、彼此異ならず。方今比國皆講讀師の職あり。正月官居等の事を修す。而るに件の國島既に講讀の職なく、還た鎮護の助を失ふ。加以ならず國分二寺の雜物、類に觸れて夥

多なるも、既に綱維なし。誰をして檢領せしめん。望請す、諸國の例に準じ、講讀師を置かんと。府司商量するに、陳ぶる所理あり。望請す、管内諸國の博士醫師の例に準じ、府司觀音寺に於て、彼の講師と共に、部内の(僧の)精進練行、智徳聞えあり、講筵に任ずるに堪へ、終始變りなき者を簡試して、將に之を補任せんと。勅す。講師は請に依て補任し、讀師は更に之を置く莫れ。但し安居齋會の日は、延暦廿五年三月の格に依て、國分(寺の)僧を以て次第に之を請ぜよ。(續後紀)

⑨同年同月壬午。參議式部大輔從四位上滋野、朝臣貞主、西寺の南にある居宅一區を以て、捨して道場となす。仍て言す。私に道場を建つ。是れ格の禁ずる所也。是れ舊宅と雖も、事新建に似たり。但しこの家の體たるや、前に淵水を臨み、後に佛地を隔つ。寺を去る迫近、殆んど伽藍に同じ。凡そ寺邊二里は、本ト殺生を禁ず。而るに家人奴婢動もすれば漁網を事とす。近寺の弊、還た憲法を犯す。望請す、便に西寺に入れ、別院となさしめん。その名を號して慈恩院と曰ひ、東大寺の僧傳燈住位圓修を永く別當となし、三綱別あり。又これより以後、別當三綱は檀越の願に隨つて、之を充て行はしめんと。勅して之を聽す。(續後紀)

⑩同年十一月(壬子、鴨上下大神宮、禰宜外從五位下)賀茂、縣主廣友等歎して云ふ。所謂鴨川は、二神社を經、南を指して流出す。而るに王臣家(人)及び百姓等、鹿豕を北山に取り、便ち水上に洗ふ。その末流れ來りて神社に觸る。これに因て汚穢の祟り、屢々御卜に出づ。禁制を加ふと雖も、曾

て順ひ慎しむなしと。(勅す)、宜しく當國に仰せて、河源に迄るまで嚴に禁斷を加ふべし。若し違犯せば、その身を禁して申送せよ。國郡司並に禰宜、祝等、之を許容すれば、必ず科に處せん。(續後紀)

類聚三代格、亦載す。而るに文辭少異あり。合攷すべし。

⑪同年同月十五日。太政官符す。

國庫に國分二寺の僧尼の度緣戒牒を納むべき事。

右佐渡 國の解を得るに稱く。治部省去る承和十年六月十四日の符を被るに稱く、太政官今月四日の符を被るに稱く。案内を檢するに、太政官去る弘仁四年二月三日、同省に下す符に稱く。右大臣藤原宣す。勅を奉ずるに、僧尼身死並に還俗するあらば、その度緣戒牒は、早く省に進らしめ、省即ち年の終りに官に申し之を毀て。庶くは奸人跡を屏ひ、法流自ら澄ましめんと。而るに今諸國僧尼の死闕を補するを請ふの日、度緣を進らず。是れなほ所司疎略の致す所也。今大納言正三位兼行右近衛、大將民部卿陸奥出羽、按察使藤原、朝臣良房の宣を被るに稱く。國分二寺の僧尼の闕に補する、先づ度緣を進り、然る後に之を補せ。若しこの旨に乖かば、違勅の罪を科せんと。今國司等覆審を加ふるに僧尼の度緣、或は身に隨つて他國に遊行し、或は奸偽を挾んで紛失す。これに因て死亡の後、搜求するに由なし。望請す、國司の任符に準じ、國庫に續收し、その身死補替の日、隨つて即ち將に官に進らん。謹んで官裁を請ふと。同じく宣す。請に依れ。諸國も亦宜しく此に準ずべし。(三代格)

⑤同年十二月廿日。太政官符す。

神戸の百姓をして、鴨上下の大神宮の邊の川原並に野を護らしむべき事。

四 至

御祖社 東は寺田を限り、南は故參議左近衛ノ大將大中臣ノ朝臣諸魚宅北路の末を限り、西は百姓の宅地并に公田を限り、北は槐村下里の南畔并に寺田を限る。

別雷社 東は路并に百姓の宅地を限り、南は道并に百姓の宅地公田を限り、西は鴨川を限り、北は梅原山を限る。

右山城ノ國の解を得るに稱く。太政官去る十一月四日の符に依るに、愛宕ノ郡司に仰せて、件の社邊の河を禁護せしむ。而るに郡司の解に稱く。郡中の徭丁數少く、差し充つるに人なし。望請す、この郡にある神戸の百姓を以て、番を分つて禁守せしめ、若し汚穢を致さば、永く神戸を出し、公戸の民を以て相替り補入せんと。國覆審を加ふるに陳ぶる所實あり。謹んで官裁を請ふと。左大臣源常宣宣す。請に依れ。(三代格)

⑥同十二年三月己巳。武藏ノ國言す。國分寺の七層塔一基、去る承和二年を以て、神火の爲めに燒かれ、今に未だ構立せず。前ノ男衾、郡ノ大領外從八位上壬生吉志福正「之」之、恐ら聖朝みための奉爲に、彼の塔を造らんと欲す。望請す、言上して殊に處分を蒙らんと。請に依て之を許す。(續後紀)

⑦同年五月丙辰。原丙を壬に作る古本に依て改む勅す。比る旬に涉り雨ふらず、新苗將にやけ焦んとす。時播殖に當る。恐らくは農業を妨げん。而るに今嘉雨稍く降り、井邑農に赴く。知らず畿外の國、渥潤如何。宜しく五

畿内七道の諸國に仰せて、名神に奉幣し、兼て社毎あまてに雲ひし、甘雨を祈らしむべし。若し雨降度に過ぎ、淫害を致すべきあらば、また須らく奉幣し、止むを祈る、初儀の如くすべし。(續後紀)

⑧同年六月癸未。原、癸を壬に作る、古本及び類史に依て改む勅す。齋宮寮の頭並に助をして、大神宮、並に多氣、度會兩神郡の雜務を檢校せしむ。自今以後、立て、恒例とせよ。(續後紀)

⑨同年七月丁卯。常陸 國言す。去年二月廿七日の符に依て、鹿島大神宮の權宮司を補任す。庶務の勤め正任に異ならず。而るに奉幣朝使は、只だ正任に當色を給ひ、權任に給はず。祭祀の場、同官異色なり。望請す、正任に準據し、將に給例に預からんと。之を聽す。立て、恒例とせよ。(續後紀)

⑩同十三年二月甲午。太政官、僧綱の牒に隨つて處分す。從儀の僧は宜しくその本數に依て、八人を以て定めとなすべし。その餘は皆停止に從へ。(續後紀)

⑪同年八月丙戌。勅して曰く。珠宮瓊室、帝王の都、未だ塵籠を出でず。紫府丹臺、神仙の窟、終に燬宅と言ふ。之に居て龍圖に執掌し、之に栖んで鶴背に辛勤す。道の囚、眞の俘、以て出づべく、以て去るべし。朕誠道の素を翹げ、思眞の玄に住す。已に少日の久情に因て、更に中年の篤志を益し、達士の口に問ひ、傳法の由を謀る。名山記を案ずるに、建祠の處を覓め、こゝに彼の幽爽に遇ひ、この勤求に副ふ。高岑東に峙つて、耆闍山の形勝殊にあらず。懸途西に通じて、王舍城の風煙相接す。此則ち天台の上界、銀地の道場也。松柏數步墻を隔て、雲霞一色院を連ぬ。經行徑を同じうし、盥嗽

泉を共にす。徳や孤ならず、斯隣の仁あるに歸す。道の將に開けんとするや、此山の主なきに遇ふ。爰に鐘り、爰に薙ぎ、乃ち正しく、乃ち平かに、人を嶮高に役す、之を勸むるは則ち如來の力。木を幽邃に伐る、之を運ぶは則ち菩提の功。日ならずして成る、蓋しこゝにあるか。それ乃ち土木の細工こゝに終り、金檀の辟容こゝに畢る。配する所の人は禪定の十仙、行ふ所の道は般若の一乘、事息んて境幽に、三業の言行律全し。地高く風動き、六時の鐘梵聲遠し。夫れ已を利するは、他を利するの根、邇きより遠きに及ぼすの本。近きは則ち上國家を護り下人民を覆ふ。常樂の樂邦に比し、壽仙の壽土に等し。遠きは則ち廟主宗靈、有識無識、三惡趣、一闡提、共に因に始まり、同じく果に終る。あゝ誑(語)ならず。實語なり。朕この心に誓つて、必ず靈損せざらん。其寺家の流例檀施の色目は、別に勅旨あり。所司に下す。唯だ來由を記し、之を後に貽すと。是より先き、天皇定心院を延曆寺に建つ。故に今日この勅あり。(續後紀)

⑤同年十月廿七日。太政官符す。

佛名懺悔を行ふべき事。

右内典に禮懺の法あり。往を改め來を修し、惡を滅し善を興す所以のもの也。人の世にある、恒に罪と俱にす。已に三業に因て過をなし、亦六根に從て咎を致す。罪の相縁る所、若干無數、唯だ慚愧して我が心に陶出すべし。豈に覆藏して他魔を滋漫すべけんや。夫れ萬三千の寶號、二十五の尊名、之

を聽けば、憂勞自ら脱し、之を仰げば、煩障永く除かん。暴河の龜水を枯らし、羈鎖の剛金を斫る、大矣ぞ至れるや。淨業は得て稱すべからず。承和の初より勅あり、年の終りに到る毎に、大内常にこの法を修して、寰宇を護持し、黎甞を饒益す。恩情慊切、已に厚薄なしと雖も、而も功德霑濡、恐らくは内外を殊にせん。大納言正三位兼行右近衛、大將民部卿藤原、朝臣良房宣す。勅を奉ずるに、宜しく天下をして一種に修行せしめ、四方萬民をして心を共にせしむべしと。諸國須らく毎年十二月十五日より、十七日に迄るまで三ヶ日夜、別に聽事に於て、麗掃粧嚴し、部内の名徳七僧を屈し、佛名大乘を禮懺すべし。凡そ慈悲は佛性たり。敬信は是れ道場なり。宜しく齋會の間、殺生を禁制し、長官僚下を率ゐて、誠を盡し信を致す法の如くし、祇んでその布施を奉るべしと。三寶は穀七斛、衆僧は各六斛供養し、例に準じてともに正税を用う。(政略引)

⑥同年十二月丙申。勅す。延曆寺定心院三寶、並に梵王帝釋の供養料は、毎日白米一斗五升五合、僧十人に毎日白米六斗四升、燈分の油毎日二合。宜しく近江ノ國に仰せて、永く支辨せしむべし。その料は正税三萬束を割いて出舉し、その息利を以て之に充てよ。若し未納あらば正税の利を以て、先づこの色に填てよ。事須らく毎年日を計つて支度春運すべし。その功績は例に準じて亦之を充てよ。燈分の油は米を以て交易し、歳の終りに惣送し、細に用度並に色數を注し、長官勾當して、周匝祇濟せよ。長官あらざれば、次官亦同じ。季毎に領狀を取つて即ち官に申せ。もし違怠を致さば、節會に預

らざれ。自今以後、立て、恒式とせよ。(續後紀)

⑤同十四年二月甲申。原、甲を庚に作る。一本に依て改む。智行ある者を選び、延暦寺に於て、始めて定心院の十禪師を置く。勅して曰く、僧等毎日各々大般若經二卷を轉し、共に一部を盡し、終つて復た始め、六時亦法の如く修行せよ。その宮中最勝會並に臨時の公請に預らば、廻到の後、日に隨つて追て轉經の數を填てよ。十禪師若し闕あらば、才行共に備はり、人衆推す所の者を選んで、官に申し之を補せよ。(續後紀)

⑥同年三月廿二日。太政官符す。

神琴生一人を補すべき事。

右神祇官の解を得るに稱く。案内を檢するに、去る寶龜四年十二月四日の格に稱く、右大臣大中臣清麻呂宣す。勅を奉ずるに、神琴生二人、神祇官をして擇定傳習せしめ、その考は神部に準ずと。而るに頃年漏失して、殆んど彼の道を絶つ。望請す、格に依て之を補し、件の琴を習はしめん。謹んで官裁を請ふと。左大臣源常宣宣す。勅を奉ずるに、定めて一人を置け。(古格四)

⑦同年閏三月八日。太政官符す。

常住寺の十禪師をして、共に寺家の雜務を檢校し、並に濫行を糾正せしむべき事。

右彼の寺の十禪師傳燈大法師位願修等の表に稱く。件の寺は皇城に迫近し、男女濫多し。仍て去る天長年中、特に諸大寺の僧を簡み、始めて十禪師を置く。その本意を尋ぬるに、將に國家を誓護し、伽

藍を住持せんとす。而るに頃年別當三綱、主從混雜して、各々房舎を營み、必ずしも堂塔の破損を顧みるなく、濫行還た十師を汚す。望請す、自今以後、永く別當を停めて、十師俱に理せん。又その綱維は、同じく共に推擇言上して任用せんと。大納言正三位兼行右近衛、大將民部卿藤原、朝臣良房宣す。勅を奉ずるに請に依れ。宜しく寺家の事は、一に十禪に委し、更に相檢察して、濫行を禁督し、永く持律の場となして、護國の營を務めしむべし。(三代格)

⑧同年七月三日。太政官符す。

諸國の神稅帳の勘出の物を填てしむべき事。

右神祇官の解を得るに稱く。諸國進る所の神稅帳を檢するに、勘出の物、類に觸れて數多し。須らく官に申し、填納せしむべし。而るに承前の例を檢するに、稅帳使等の期狀を取り、帳を勘し畢れば、狀は民部省に移送す。而して使等毎年相替り、先事に勞せず。これに因て勘出の物、年を経て填つるなし。望請す、民部治部等の省例に準じ、官に申して填納せしめん。謹んで官裁を請ふと。大納言正三位兼行右近衛、大將民部卿藤原、朝臣良房宣す。請に依れ。(三代格)

⑨同年十二月丙辰。勅す。大和ノ國城ノ上郡長谷山寺、高市ノ郡壺坂山寺は、元來靈驗の蘭若也。宜しく所司に付して、編して定額となし、永く官長を以て檢校せしむべし。(續後紀)

⑩同十五年即ち嘉祥元年二月辛亥。正一位勳一等賀茂、御祖大社ノ禰宜外從五位下鴨、縣主廣雄等欸して云

ふ。去る天平勝寶二年十二月十四日、御戸代田一町を充て奉る。自爾以降未だ奉加せられず。これに因て年中の用途乏少す。請ふ、別雷社に準じ、御戸代田一町を加増せんと。勅して之を許す。(續後紀)

⑤同天皇、嘉祥元年十一月己未。下野ノ國言す。藥師寺は、天武天皇の建立する所也。體製巍々として宛も七大寺の如し。資財亦巨多にして、坂東十國得度の者、咸く此に萃まる。而るに只だ別當ありて講讀師なく、國講師をして雜事を勾當せしむ。諸の故實に求むるに、未だ所由を覩ず。望請す、太宰府の觀音寺に準じて、戒壇十師の中、智行具足し、衆の爲めに推さるゝ者を簡擇して講師に充て任じ、便ち受戒の阿闍梨となさんと。勅す。講師は請に依て之を任せよ。但し讀師は事に臨んで、次第に彼の寺の僧中智行備はる者を充て用ゐよ。別當の職は早く停止に従れ。(續後紀)

⑥同二年正月辛巳。傳燈大法師位壽寵言す。伊勢ノ國多度の大神宮の法雲寺を以て、眞言別院となし即ち國家を護らせ、兼て大神を飭り奉らんと。請に依て之を許す。(續後紀)

⑦同年二月壬辰。勅す。從三位松尾ノ大神ノ社の禰宜、祝等、把笏の例に預かる。(續後紀)

⑧同年同月庚戌。陰陽寮言す。今年疫癘滋るべし。又四五月に洪水あるべしと。勅す。頃ろ染疫の人往々天亡す。夫れ護防の恃は、實に冥感に頼り、存濟の方は、亦梵力を期す。宜しく五畿内七道の諸國をして、名神に奉幣し、兼てまた國分二寺及び定額寺に於て、一七ヶ日、晝は經王を轉し、夜は觀音を禮し、法の如く修行し、必ず靈感を呈せしむべし。(續後紀)

⑨同年閏十二月五日。太政官符す。

定額寺の堂塔、雜舍、及び佛像、經論を修理莊嚴すべき事。

右案内を檢するに。太政官去る天平六年□月十四日の符に稱く、諸寺の佛像經卷、穢所に安置し、風雨に露當す。理然るべからず。宜しく取り集めて淨寺一處に安置し、以て施香禮拜供養せしむべし。若し檀越等淨所に置いて供養を請はゞ、爲めに之を許せと。又弘仁十三年十二月廿六日の符に稱く。去る延暦十五年三月廿五日の格を檢するに稱く、諸國定額寺の資材は、國司と三綱檀越と、共に檢校處分し、その三綱に任ずる者は、檀越衆僧の請に依て、國司覆勘して任に充つ。若し寺家破壊し、及び餘の犯失あるは、擧する所の衆僧檀越等を推問し、法に依て罰を科せんと。又延暦廿四年十二月廿七日三代格は廿五日に作る。の格を檢するに稱く。部内の諸寺は、講師國司、相共に檢校せよと。今右大臣藤原冬嗣宣す。勅を奉ずるに、如聞く、定額の道場、多く蕪穢あり。或は堂舍破損し、尊容露曝す。或は資財亡失し、伽藍墟となる。これ則ち(三綱)その人にあらず、壇越、修蓋に倦むの致す所也。一國の道衆は講師の領する所、諸寺の雜務、理須らく兼知すべし。仍て檢校すべきの狀、先きに下知し訖る。而るに會て遵行せず、この敗を致さしむ。則ち三綱責むべしと雖も、豈講師の怠慢にあらずや。宜しく自今以後、一事已上相共に預知し、修理莊嚴すべし。もし利田を除く外、輒く資物を費さば、その犯賊に準じて罪を科し填せしむ。若し勘知を存せず、寺家を損せしむれば、隨つて即ち講師の解由を拘

留し、仍て備償の後、乃ち(放還)す。又三綱に充つる者は講師(共選すと)。諸國承知して、立て、永例とせよ。自餘の事條は、一に前格(の旨)に依れと。今右大臣藤原良房の宣を被るに稱く。勅を奉ずるに福を修め罪を滅するは、佛道(是先なり)。法を傳へ教を興すは人倫の本となす。如聞く、諸國の定額寺、堂舎破損し、佛經曝露す。三綱檀越、修理に心なく、その田園の利、必ずしも寺用に充てずと。頃年或は水旱調はず、或は疫癘間發す。靜かにその由をちもふに、恐らくは彼の咎に縁らん。宜しく諸國に下知し、更に然らしむるなかるべし。仍て(毎)寺修理すべきの程を立て朝集使に附して言上すべし。その料は寺家の田園地子を充てよ。若し或寺元來田園地子なければ、具さに支度帳に勘録して早速言上せよ。随つて即ち裁下せん。國司講師檢校を加へず、なほ破壊を致し、及び三綱檀越、常に習ひ、革めざれば、必ず違勅の罪を科し、曾て寛恕せざらん。(政略引、交代)

⑤同三年正月丙午。勅す。國家を鎮め疫癘を攘ふは、佛力之に頼る。宜しく五畿内七道の諸國をして灌頂經法を修せしむべし。(續後紀)

690
82

